

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2026/4/20 号 (No. 688)

=====

○ 法律・法規等

1. 浙江省、データ知財保護で立法検討へ 制度整備を推進(国家知識産権網 2026年4月16日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、两会提案処理会議を開催 2026年対応方針を確認(国家知識産権網 2026年4月13日)

2. 国家知識産権局、2026年知的財産行政保護活動方案を公表(国家知識産権網 2026年4月10日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京、医薬革新促進で新施策 知財保護強化で産業高度化(中国保護知識産権網 2026年4月15日)

【華東地域】

2. 浙江、特許プール活用で普及イベント開催 運営標準化と典型強化へ(国家知識産権網 2026年4月9日)

【その他地域】

3. 四川と重慶が知財協力の重点任務を公表 6分野で連携強化(国家知識産権網 2026年4月14日)

4. 貴州、初のデータ知的財産保全指針を策定 全手続の標準化へ(国家知識産権網 2026年4月13日)

○ 司法関連の動き

1. 浙江省高級法院が知財司法保護分析報告書を発表 昨年に4.5万件を結審(中国保護知識産権網 2026年4月15日)

2. 山東高級法院と市場監督局、知財紛争の多元解決で連携強化(中国保護知識産権網 2026年4月15日)

3. 上海・虹口法院、デジタル経済知財裁判白書と典型事案を公表(中国保護知識産権網 2026年4月13日)

4. 品種権侵害、最高裁が種苗輸入会社に賠償命令 判断基準を明確化(中国知識産権资讯网 2026年4月9日)

5. 最高裁・最高検、農業資材偽造販売5事例を公表 厳罰化と社会協働で食糧安全保障を強化(最高人民検察院公式サイト 2026年4月3日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 医薬品の独禁違反に厳罰、国家市場監督管理総局が取締り強化(国家市場監督管理総局公式サイト 2026年4月16日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. 外資の研究開発投資が拡大 中国、世界のイノベーション拠点に(中国政府網 2026年4月8日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国企業の特許実用化率が54%に上昇 収益も拡大(国家知識産権網 2026年4月8日)

○ 統計関連

1. 1～3月の知的財産投資、全体の1割超に 伸び率7%超 (中国保護知識産権網 2026年4月16日)

2. 知財サービス機関が10万社超に拡大 特許活用の長期メカニズム構築へ(中国保護知識産権網 2026年4月14日)

3. 知財金融支援が拡大 証券化商品の規模が140億元超(中国保護知識産権網 2026年4月14日)

○ その他知財関連

1. 知的財産保護フォーラム、北京で開催へ 新たな成長力支援を議論(国家知識産権網 2026年4月15日)

2. 国家標準の外国語版、全文無料公開へ 検索・ダウンロード可能に(国家市場監督管理総局公式サイト 2026年4月15日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 浙江省、データ知財保護で立法検討へ 制度整備を推進★★★

浙江省政府がこのほど公表した「2026年立法活動計画」に、データ知的財産の保護と活用に関する規則が今後検討を進める立法項目として盛り込まれた。条件整備を踏まえ、将来的な制定を目指す。

同規則は「浙江省知的財産保護と促進条例」「浙江省ビジネス環境最適化条例」に続く、データ知財分野における重要な制度整備と位置付けられる。

今後、浙江省はこれまでのデータ知財分野の改革実践を踏まえ、立法に向けた調査・検討を進め、データ知財関連の立法に向けた実務的な知見の蓄積を図る方針である。

(出典：国家知識産権網 2026 年 4 月 16 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/16/art_57_205849.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、两会提案処理会議を開催 2026 年対応方針を確認★★★

4 月 9 日、国家知識産権局は「两会」（全国人民代表大会および中国人民政治協商会議）における提案の処理に関する会議を開催した。会議では全人代・全国政協の関係会議の趣旨を共有するとともに、同局の 2025 年の提案処理状況および 2026 年の担当状況を報告し、今後の対応方針を確認した。芮文彪副局長が出席し、発言した。

芮副局長は人民代表大会制度の堅持・発展および人民政治協商会議の機能強化に関する重要方針を踏まえ、提案処理業務のさらなる向上を図る必要があると強調した。その上で政治的観点の強化と主体的な取組の推進、業務体制の整備と責任の明確化、関係者との意思疎通の強化と意見の十分な反映、処理の実効性向上と成果の政策反映—の 4 点を挙げ、着実な実施を求めた。

会議では関係部門が取組状況を報告し、担当部門の責任者が出席した。

(出典：国家知識産権網 2026 年 4 月 13 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/13/art_53_205754.html

★★★2. 国家知識産権局、2026 年知的財産行政保護活動方案を公表★★★

中国国家知識産権局はこのほど、「2026 年知的財産行政保護活動方案」（以下、「方案」）を発表した。革新環境とビジネス環境のさらなる改善を目指し、各地の知識産権局に対して、地域の実情に合わせた着実な実施を求めている。

方案では 12 の重点任務が示された。制度面では商標法の全面的な改正や集積回路レイアウト設計保護条例の見直しを加速させる。また、標準必須特許紛争に関する行政裁決や調停ルール、特許紛争処理のガイドライン策定を進める。

源流段階での保護強化では信義誠実の原則に反する特許出願や、悪意のある商標出願への対応を厳格化し、出願人と代理機関の双方に対する処罰を徹底する。あわせて、早期審査制度などを活用し、国家戦略に関わる技術開発に対する支援を強化する。

海外での知的財産保護に関しては重大な国際事件への連携対処を進め、リスク早期警戒体制を整備する。また、「337 条調査」や越境 EC 訴訟といった紛争の監視と対応を強化する方針だ。

このほか、種苗や食品・医薬品などの重点分野、大型イベント・重要祝日期間における保護体制を強化する。司法、公安、市場監督などの関係部門との連携を深化させ、保護のネットワークを構築する。

国家知識産権局は各省レベルの知識産権局に対し、専門能力と実施体制の強化を求めており、知財保護の質的向上を図る姿勢を鮮明にしている。

(出典：国家知識産権網 2026 年 4 月 10 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/10/art_75_205652.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京、医薬革新促進で新施策 知財保護強化で産業高度化★★★

北京市医療保障局など 10 部門はこのほど、「北京市における革新的医薬品の高品質発展支援策（2026 年版）」を共同で発表した。革新的な医薬品の開発・普及を包括的に後押しするもので、北京市が 3 年連続で打ち出す重点政策となる。臨床研究、審査承認、生産流通、臨床使用、AI（人工知能）活用、投融資支援、制度保障という 7 つの重点分野にわたり計 32 項目の具体的な支援策を盛り込んでいる。

今回の「新 32 条」は過去の施策を基盤に臨床研究の質的向上、審査期間のさらなる短縮、先端的な医薬品・医療機器の医療現場への円滑な導入、金融面での支援拡大などを中核としている。患者の新薬へのアクセス改善と、医薬産業そのものの高度化・競争力強化を両輪として推進する狙いだ。

とりわけ注目されるのが知的財産保護の強化である。特許紛争の早期解決メカニズムと医薬品の集中調達制度との連携を模索するほか、企業による自主承諾制度の整備や特許侵害に対する異議申し立て手続きの構築を進める。あわせて、医薬品価格や調達に関する信用評価制度の整備も打ち出し、公正で透明性の高い市場環境の形成を図る。

今回の特徴は北京市知識産権局が初めて政策の共同発表機関に名を連ねた点である。従来は 9 部門による発表だったが、知財担当部門の加わることで基礎研究・開発から商品化・流通に至る全プロセスを視野に入れた、より強固な政策連携が実現した形だ。

北京市の医薬・健康産業の市場規模は 2025 年に 1 兆 1300 億元（1 元は約 23.3 円）を突破した。英アストラゼネカや米イーライリリー、スイス・ノバルティス、仏サノフィなど 20 社を超える内外の大手製薬企業が北京での投資拡大や研究開発（R&D）拠点の設置を相次いで決めている。米ブリストル・マイヤーズ・スクイブ（BMS）の中国イノベーションセンターも最近北京市内のバイオパークに正式オープンするなど、世界的なイノベーション資源の集積が加速している。

（出典：中国保護知識産権網 2026 年 4 月 15 日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202604/1995808.html>

【華東地域】

★★★2. 浙江、特許プール活用で普及イベント開催 運営標準化と典型強化へ★★★

浙江省はこのほど、同省初となる特許プールに関する普及・説明イベントを開催した。産業分野の知的財産連盟や国家級知財モデル企業など、70 以上の関係機関・企業が参加した。

イベントでは特許プールが特許の活用促進における重要な基盤であり、知的財産の価値創出や産業の高度化に資する役割を担うことが強調された。また、浙江省における特許プールの構築・運営に関する進捗が共有されるとともに課題の整理と今後の方向性が示された。

専門家は「特許プールの構築・運営に関する指針」などを解説し、その基本的性質や運用の考え方を紹介した。さらに、情報通信分野における特許プールの代表的なモデルや運用実務について企業の

事例を交えた説明が行われ、実務面での参考情報が提供された。

参加者は特許プールの運用に関する課題について意見交換を行い、理解を深めた。浙江省は今後も関連資源の集約と公共サービスの充実を進め、特許プールの健全な発展とイノベーションの促進を図る方針である。

(出典：国家知識産権網 2026 年 4 月 9 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/9/art_57_205661.html

【その他地域】

★★★3. 四川と重慶が知財協力の重点任務を公表 6 分野で連携強化★★★

重慶市知識産権局と四川省知識産権局はこのほど、「2026 年四川重慶知的財産協力重点任務」（以下「重点任務」）を公表した。

「重点任務」では協力計画と協同発展の深化、知的財産活用プラットフォームの連携強化、協同保護の長期的仕組みの整備、サービス体系の最適化、人材育成の連携、知的財産文化の一体的推進—の 6 分野において協力を強化する方針を示し、担当部門も明確にした。

今回の公表により、四川と重慶の両地域における知的財産分野の連携は一層深化し、広域的な一体化発展と保護体制の構築が進む見通しである。これにより、成都・重慶の二都市経済圏の発展を後押しすることが期待される。

(出典：国家知識産権網 2026 年 4 月 14 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/14/art_57_205755.html

★★★4. 貴州、初のデータ知的財産保全指針を策定 全手続の標準化へ★★★

貴州省高級人民法院と貴州省知識産権局はこのほど、「データ知的財産の保全に関する指針（試行）」を共同で公表した。データ知財に係る財産保全手続の全体的な運用基準を示すものである。

同指針はデータ知的財産の保全に特化した全国初の規范文書であり、貴州省におけるデータ知財制度の試行的取組の一環でもある。保全対象の不明確さ、手続の不統一、処理期間の不透明さといった課題に対応するため、全手続を通じて 8 項目の基本措置を明確化した。これにより、登録・権利化にとどまらず、保全・執行まで含めた一体的な保護体制の構築を図る。

両機関は今後、司法と行政の連携を一層強化し、指針の着実な運用を進めることでデータ活用の促進と市場主体のイノベーション意欲の向上を目指す。また、データ要素の円滑な流通を支える制度基盤を整備し、デジタル経済の発展を後押しするとしている。

(出典：国家知識産権網 2026 年 4 月 13 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/13/art_57_205724.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 浙江省高級法院が知財司法保護分析報告書を発表 昨年に 4.5 万件を結審★★★

浙江省の知的財産司法保護に関する広報週間が 4 月 14 日、舟山で開幕した。省高級人民法院（高

裁)が開幕式で発表した「2025年浙江省知的財産司法保護分析報告」によると、昨年に浙江省の裁判所が結審した知的財産事件は4万5039件で、前年比42.08%増となった。このうち199件で賠償額が100万元(1元は約23.3円)を超え、46件で懲罰的賠償が適用され、賠償総額は1億4000万元に達した。

報告書によると、近年、涉外知的財産事件の受理件数は増加傾向にあり、特に商標関連事件の比率が高い。昨年の新規受理件数は1084件で、件数が100件を超えた国・地域は米国(274件)、ルクセンブルク(161件)、ドイツ(145件)であった。

また、典型的な事案として海外サーバーを利用して海賊版の短編動画を配信した越境著作権侵害事件や、いわゆる「刷単(レビュー操作)」を巡る不正競争事件、AIによる文章生成ツールを巡る不正競争事件などが公表された。

近年、知的財産訴訟では新たな問題が相次いでおり、裁判所は判例の蓄積を通じて判断基準の明確化を進めている。昨年には杭州・寧波・温州の各知的財産法廷が技術系事件1631件を集中審理し、そのうち416件で技術調査官が関与した。

(出典：中国保護知識産権網 2026年4月15日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfy/202604/1995821.html>

★★★2. 山東高級法院と市場監督局、知財紛争の多元解決で連携強化★★★

4月14日、山東省高級人民法院と同省市場監督管理局は知的財産紛争の多元的解決に関する枠組み協定を締結し、制度整備や手続の明確化など13項目で合意した。オンラインでの訴訟・調停の連携強化を通じ、知財保護の実効性と効率の向上を図る。あわせて、知財紛争の多元解決に関する経験交流会が開催され、典型事例10件が公表された。

省高級法院の呂濤副院長によると、両機関がこれまで司法と行政の連携を継続的に強化し、制度面の整合性向上を進めてきた。市場監督管理局の于智勇副局長はこれまでの連携の成果として、全省で163の知財紛争調停組織が整備され、昨年には7470件の紛争を処理したほか、海外知財紛争への対応体制も整備され、複数の海外拠点を通じて紛争解決が進められていると説明した。

両機関は今後、オンラインとオフラインを一体化した調停サービス体制の構築を進めるとともに行政裁決や司法確認制度の活用を促進し、紛争の早期解決と執行力の確保を図る方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2026年4月15日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfy/202604/1995816.html>

★★★3. 上海・虹口法院、デジタル経済知財裁判白書と典型事案を公表★★★

上海市虹口区人民法院は4月9日、デジタル経済分野における知的財産保護の動向をまとめた白書と典型事例を公表した。

白書によると、2022年7月から2025年12月までに同法院が受理した知財関連事件は計2908件に上り、このうちデジタル経済関連が2668件と9割以上を占めた。中でもデジタル文化・クリエイティブ分野の紛争が8割超と大半を占め、商標権関連は約12%であった。近年は人工知能の発展を背

景に、技術契約やソフトウェア開発契約、不正競争、営業秘密侵害などの案件も増加しており、紛争は契約履行から市場競争、権利保護に至るまで多岐に広がっている。

典型事例の一つでは、海外市場における商標の先取り登録を巡る不正競争が争点となった。被告は取引関係を通じて原告の未登録標識を把握した上で、欧州で類似商標を先行登録し、電子商取引プラットフォームに対して悪意ある申立てを行い、原告商品の販売停止を招いた。裁判所は、この行為が商業道徳に反し、相手方の信用を不当に侵害するものとして不正競争に当たると認定し、損害賠償を命じた。

また、いわゆる「レビュー操作」を巡る事案では、被告が報酬と引き換えに好意的なレビュー投稿を誘導するサービスを提供していた点が問題となった。裁判所は、消費者の適正な判断を歪め、公正な競争秩序を損なう行為であるとして、同様に損害賠償責任を認めた。

これらの事案はデジタル経済における知的財産保護と公正競争の確保が密接に関係していることを示すものであり、海外展開企業の権益保護や電子商取引市場の健全化に向けた司法の姿勢を明確にしたものといえる。

(出典：中国保護知識産権網 2026年4月13日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfy/202604/1995769.html>

★★★4. 品種権侵害、最高裁が種苗輸入会社に賠償命令 判断基準を明確化★★★

最高人民法院（最高裁）はこのほど、トマト新品種を巡る侵害訴訟の二審判決を下し、種子の輸入時期が品種権の登録前であっても、登録後に販売された場合には侵害に当たるとの判断を示した。種苗市場の秩序維持と植物新品種保護の強化に向け、重要な指針となる判決である。

訴訟の対象となったのはトマト品種「吉佳」で、北京の種苗会社が2020年12月31日に品種権を取得した。同社は寧夏の種子会社などが「嘉納一号」「嘉納三号」として販売した種子が「吉佳」と類似しているとして提訴した。

裁判では被告側が問題の種子を同年12月25日に輸入していた事実が明らかになった。これは品種権登録より前であったが、その後の小分けや販売行為はすべて権利発生後に行われており、権利者の許諾も得ていなかった。一審は侵害を認定し、販売停止と損害賠償を命じていた。

二審の最高人民法院もこの判断を支持し、より明確な判断基準を示した。判決は植物新品種の保護には「地域性」があり、販売行為が発生した時点で国内に有効な品種権が存在するなら、その販売には権利者の同意が必要だと明言した。具体的には寧夏の種子会社は輸入を主導し、販売を主導したことから、侵害の意図があったと認定。さらに、販売に関わった他の企業や育苗業者、輸入に関与した会社も注意義務を尽くさず侵害を助長したとして、連帯責任を負うべきだと判断した。

今回の判決は種子の輸入から販売に至る各段階における責任の所在を具体的に示した点に特徴がある。種苗業界における権利侵害の認定基準を明確にし、市場の健全化と品種権保護の強化に資するものと評価される。

(出典：中国知識産権資訊網 2026年4月9日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=146183

★★★5. 最高裁・最高検、農業資材偽造販売5事例を公表 厳罰化と社会協働で食糧安全保障を強化★★★

中国最高人民法院（最高裁）と最高人民検察院（最高検）はこのほど、春の農作業期に合わせ、農業資材の偽造・不正販売を巡る刑事典型事例5件を共同で公表した。種子や農薬、化学肥料、飼料など主要な農資を対象とし、小麦やビャクジュツなどの作物に関わる事件を含む。インターネットを利用した偽物販売や広域にわたる移動型犯行など、近年の犯罪手口を反映した内容で、農資の品質と安全を守る司法姿勢を明確にした。

司法機関は主犯に対して5年以上の有期懲役や数十万～百萬元（1元は約23.3円）規模の罰金を科すなど、厳格な処罰を徹底している。特に財産刑の適用と執行を強化し、不正行為への抑止力を高めた。一方で、犯罪の程度や役割に応じて柔軟に処分を調整する「寛厳相済」の方針も維持し、軽微な事件や自首のケースについては不起訴とするなど、適正な量刑に努めている。

また、個別事件の処理にとどまらず、関係部門への提言を通じて社会的な対策も推進している。違法業者の営業資格の取り消しや重点的な取り締まりの実施を促すほか、偽種子の判定や生産損失の鑑定が難しい課題については農業農村部門などとの連携を強化し、取り締まりの実効性を高めている。

両機関は今後も農資の偽造・不正販売に対する取り締まりを継続的に強化する方針である。食糧安全の確保と農業生産秩序の維持に向け、司法の役割が一段と重要になっている。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026年4月3日)

https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/202604/t20260403_725309.shtml#1

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 医薬品の独禁違反に厳罰、国家市場監督管理総局が取締り強化★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は医薬品分野における価格監視と独占禁止法の執行を一段と強化している。4月15日の記者会見で同局幹部は独占的な違法行為に対し高圧的な姿勢を維持し、市場秩序と国民の適正な医薬品利用を守る方針を示した。

重点対象は供給不足薬や救急用医薬品、日常的に使用される医薬品である。関連する違反の兆候を把握次第、迅速に調査・立件し、厳格に処分する方針だ。また、企業だけでなく、組織者や責任者にも責任を問う「三重処罰」を導入し、抑止力を高める。

制度面でも対応を進めており、医薬品分野の独占行為の認定基準を示した指針を施行し、企業のコンプライアンス強化を促している。法執行面では2023年以降、医薬品分野の独占禁止法違反事件を12件摘発し、制裁金は総額24億元超に達した（1元は約23.3円）。さらに2025年以降、企業結合審査28件を処理し、公正な競争環境の維持に努めている。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026年4月16日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2026/art_1614340ed3bd457589f991777cf7d4fa.html

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 外資の研究開発投資が拡大 中国、世界のイノベーション拠点に★★★

外資系企業による中国での研究開発投資が拡大している。今年1～2月に新設された外資系企業は8631社に上り、前年同期比で14%増加した。企業は生産拠点としての位置付けにとどまらず、中国で研究・開発を進める動きを強めており、中国市場への長期的な信頼と期待がうかがえる。

具体的にはBASF（バسف）が広東省で進めてきた一体化生産拠点を本格稼働させたほか、イーライリリーは今後10年間で30億ドルを投じて中国での生産体制を拡充する計画だ。独フォルクスワーゲン（VW）は安徽省にドイツ国外初となるフルプロセスの研究開発・試験センターを設立し、仏シュナイダーエレクトリックも北京の研究開発拠点を高度化するとともに、厦門や無錫で新工場の建設を進めている。外資系企業の戦略は「中国で製造」から「中国で研究」へと大きく軸足を移しつつある。

また、中国をグローバルな研究開発の中核拠点に位置付ける動きも広がる。スイスの包装大手アムコア（Amcor）は江蘇省江陰市にアジア太平洋地域の研究開発センターを設置し、新製品の多くを中国で開発・生産している。IQAirは中国のIoTや人工知能、センサー技術を取り入れ、自社の空気浄化技術を高度化させた。さらに、英アストラゼネカ（AZ）が上海と北京にグローバル戦略研究拠点を設け、中国発の研究成果を世界に還元している。

外資系企業が中国を研究開発の重要拠点に組み込むことで、中国の技術や人材、産業基盤が世界と共有される構図が一層強まっている。こうした動きは国際的な技術協力と知識の融合を促し、世界の産業高度化と持続可能な発展にも寄与するとみられる。

（出典：中国政府網 2026年4月8日）

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202604/content_7064899.htm

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国企業の特許実用化率が54%に上昇 収益も拡大★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）がこのほど公表した「2025年中国特許調査報告」によると、中国企業の特許の産業化率は54%となり、前年から0.7ポイント上昇した。「第14次五カ年計画」期間を通じて着実な伸びを示している。

企業が保有する特許の取得経路では自主研究開発によるものが87.4%を占め、前年から0.8ポイント上昇した。このうち、研究開発期間が1年以上に及ぶ特許は55.6%と過半を占めている。2025年の特許産業化による平均収益は1件当たり872万元（1元は約23.3円）に達し、同期間中、収益水準も着実に向上した。一方、未産業化の特許については、中長期的な技術蓄積を目的とするものが34.4%と最も多かった。

産学研連携も進展している。企業の43.8%が大学や研究機関と共同研究を実施しており、共同研究によって取得した特許のうち、大学・研究機関が関与する割合は71.2%と前年から6.1ポイント上昇した。

(出典：国家知識産権網 2026 年 4 月 8 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/8/art_55_205643.html

○ 統計関連

★★★1. 1～3 月の知的財産投資、全体の 1 割超に 伸び率 7%超 ★★★

中国国家统计局の毛盛勇副局長は 4 月 16 日、国务院新聞弁公室の記者会見で、近年の知的財産関連投資の動向について説明した。同局は国際的な基準を参照しつつ中国の実情に合わせ、知的財産関連製品への投資を把握する統計制度を整備してきたという。

毛副局長によると、今年第 1 四半期の知財関連投資は 7%を超える伸びを示し、全体の投資に占める割合も 12%を上回った。知的財産が投資分野として重要性を高めている実態が浮き彫りとなった。

こうした動きは、中国が近年推進してきたイノベーション主導型発展戦略の成果と位置付けられる。地域の特性に応じた新質生産力の育成が進み、知財を軸とした成長モデルへの転換が着実に進展しているといえる。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 4 月 16 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202604/1995837.html>

★★★2. 知財サービス機関が 10 万社超に拡大 特許活用の長期メカニズム構築へ★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) が発表したデータによると、2024 年末時点で全国の知的財産サービス機関は 10 万社を超え、従業者数は 110 万人以上、年間売上高は 2940 億元 (1 元は約 23.3 円) に達した。「第 14 次五カ年計画」初期 (2020 年) と比べ、それぞれ 39.7%、27.8%、30.7%の増加となった。

同局の韓愛朋・知的財産運用促進司長は過去 3 年間で特許の活用は段階的な成果を上げ、とりわけ有効かつ持続可能な運用メカニズムの構築が進んだと述べた。

今後は特許活用の長期的な仕組みの整備、活用の質の向上、政策の最適化、総合的な効果の発揮、良好なエコシステムの形成—の 5 分野に重点を置いて取組を進め、特許活用の拡大を図る方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 4 月 14 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202604/1995800.html>

★★★3. 知財金融支援が拡大 証券化商品の規模が 140 億元超★★★

中国では近年、特許の活用を支える金融支援が着実に拡大しており、知的財産を軸とした多様な金融サービスの整備が進んでいる。各地でも制度整備や実務の蓄積が進み、知的財産金融のエコシステムが徐々に形成されつつある。

中国国家知識産権局 (CNIPA) の胡文輝副局長はこうした取組の成果として、過去 3 年間で知的財産を担保とする融資の実行額が累計約 6000 億元 (1 元は約 23.3 円) に達したほか、知的財産保険の引受額は 560 億元、証券化商品の規模も 140 億元を超えたと説明した。これらの数値は知的財産を活

用した資金調達手段が着実に広がっていることを示している。

知的財産金融の拡充により、企業は特許などの無形資産を活用した資金調達が可能となり、とりわけ固定資産の少ない技術系企業にとって資金調達手段の多様化が進んでいる。今後も制度の高度化や金融商品の多様化を通じて、知的財産の活用と金融の連携を一層深めていくことが期待される。

(出典：中国保護知識産権網 2026年4月14日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202604/1995799.html>

○ その他知財関連

★★★1. 知的財産保護フォーラム、北京で開催へ 新たな成長力支援を議論★★★

中国の知的財産分野の主要イベントである「中国知的財産保護ハイレベルフォーラム」が4月20日、北京で開催される。テーマは「新たな発展に向けた知的財産の支援」で、高品質発展を軸に知的財産保護の理論と実務について議論する。主催は中国知識産権報社と世界知的所有権機関（WIPO）中国事務所。

フォーラムでは主会議と3つの分科会を設け、政府・産業界・学術界・実務界の対話を通じて技術革新と経済社会発展の関係や、知的財産保護と新たな生産力の形成との関係を多角的に検討する。

分科会では無形文化遺産の保護と継承における知的財産の役割、新興分野における保護体制の構築、さらにスポーツ産業における知的財産の活用などを主要テーマとし、特許・商標・著作権・地理的表示・営業秘密を活用した保護のあり方を議論する。

同フォーラムは知的財産保護分野における代表的な国際交流の場として位置付けられており、中国の政策発信や国際的な対話を促進する重要なプラットフォームとなっている。

(出典：国家知識産権網 2026年4月15日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/15/art_55_205795.html

★★★2. 国家標準の外国語版、全文無料公開へ 検索・ダウンロード可能に★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は14日、国家標準の外国語版を全文無料で公開する機能を、全国標準情報公共サービスプラットフォーム上で正式に運用開始したと発表した。これにより、利用者はインターネットを通じて随時、国家標準の外国語版を閲覧できるようになった。

国家標準の外国語版は国家標準を英語などに翻訳したもので、同機能では市場監督管理総局が公表した計2613件の標準が集中的に公開されている。利用者は同総局や国家標準委員会のウェブサイトなどからアクセスできる。

検索機能も充実しており、標準番号や名称（中英文）、言語、分野別のほか、国際標準分類（ICS）による業種別閲覧にも対応する。すべての標準についてオンライン閲覧とダウンロードが可能で、登録やログインは不要とされている。

同総局は今回の措置により標準情報へのアクセスの利便性と即時性が高まり、最新の標準を迅速に把握できるようになるとしている。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026年4月15日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2026/art_fedd131933814359b703c6337776b916.html

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来へのアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved